

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和3年11月19日午後1時30分から令和3年第11回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は20名で次のとおりである。

第1番委員	岩野悦子	第11番委員	小坂倫充
第2番委員	高橋義隆	第12番委員	小野まり子
第3番委員	宮舘晃	第13番委員	及川宏和
第4番委員	田口敏	第14番委員	小嶋教三
第5番委員	高橋重貴	第15番委員	山路和弘
第6番委員	名和和弘	第16番委員	高橋新一
第7番委員	高橋正則	第17番委員	佐藤浩幸
第8番委員	松本隆	第18番委員	及川和芳
第9番委員	菊地重治	第19番委員	高橋旦志
第10番委員	有住寿哉	第20番委員	菊地成壽

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長	鈴木敏郎
事務局長補佐	阿部勝利
係長	藤原一裕
主事	渡辺知美

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	農地法適用外証明願の審査について
議案第4号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	藤原一裕
主事	渡辺知美

議 長 只今から令和3年第11回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。

時間 13時30分

議 長 只今の出席委員は、20名であります。
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。

議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、議事録署名人には12番小野まり子委員、13番及川宏和委員を、書記には事務局を指名いたします。

議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。

議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長、報告を求めます。
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】
報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。

議 務 局 長 日程第4、報告第1号 農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。事務局説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

議 務 局 長 日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。事務局説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議 務 局 長 日程第6、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。事務局説明を求めます。
【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 ———なしの声あり———
 質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。
 議 長 ———なしの声あり———
 討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。
 議 長 ———全員挙手———
 挙手全員であります。よって、当案件は許可することに決定しました。

議 長 日程第7、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事務局 局長 【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】
 説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。
 第10番委員 番号1番の案件について、10番有住寿哉委員より報告願います。
 10番 有住です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。11月15日午後に、街地区の田口敏委員、高橋重貴委員、三ヶ尻地区の及川宏和委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。

譲受人である■■■■さんが自己住宅を建築するため、農地所有者の■■■■さんから、田を売買により取得し転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額金融機関からの融資により実施することを確認しております。

現地は、道路と宅地にのみ隣接しているほか、周囲は宅地が広がっていて、農地はなく、農地への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議 長 ご苦労さまでした。
 続いて番号2番の案件について、13番及川宏和委員より報告願います。

第13番委員 13番 及川です。番号2番の案件について、現地調査の報告をいたします。11月15日午後に、街地区の田口敏委員、高橋重貴委員、三ヶ尻地区の有住寿哉委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。

譲受人である■■■■さんが自己住宅を建築するため、農地所有者の父親の■■■■さんから、田を贈与により取得し転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は「おおむね10ヘクタール以上の農地区域内にある農地」であり、第1種農地となりますが、住宅等で集落に接続して設置されるものという例外規定に該当すると判断されます。

一般基準についてですが、事業実施に係る費用については、全額金

融機関からの融資により実施することを確認しております。

現地は、北側が農業用ハウス、南側が道路を挟んで水田、西側が水路と隣接しておりますが、水路側にL型擁壁を設置し、十分な転圧を行うほか、雨水等は自然浸透とする計画となっていることから、土砂、雨水等の流出による周辺農地への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり、許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断いたしました。以上で、現地報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。

続いて番号3番の案件について、16番高橋新一委員より報告願います。

第 1 6 番 委 員

16番 高橋です。番号3番の案件について、現地調査の報告をいたします。11月16日午後に、永岡地区の松本隆委員、小野まり子委員、小嶋教三委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。

借人である[]が造園・育苗用の土採取のため、農地所有者の[]さんから、畑を賃貸借により借受け、3年間の一時転用しようとするもので、すでに周辺地から土採取を行っていましたが、作業が間もなく終わることから、引き続き土採取を行うため、今回の申請となったものです。

申請地は、農振農用地であります。農地転用目的の例外規定である「一時転用」に該当することから許可できるものです。

事業費については、全額自己資金により確保する計画であり、金融機関からの残高証明書により、事業実施の確実性を確認しました。

現地調査を行ったところ、申請地周辺に牧草地はあるものの、境界から2メートル離れて採取を行うほか、泥・水等を出さないように沈殿池を設ける計画になっていることから、周辺農地への影響はないものと思われま。また、土採取完了後は、表土を戻して畑に復元する計画となっていることから、一時転用は許可相当であると判断いたしました。

以上で、現地報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

第 4 番 委 員

4番 田口です。番号3番の案件について、農業振興地域内の農用地であっても一時転用の許可が認められるには、どのような要件があるのか教えていただきたいです。

事務局、説明を求めます。

議 務 局

4番田口委員のご質問にお答えいたします。今回の番号3番の事例は農地から一時的に土を採取し最終的に農地に戻すというものです。一時転用は、農地法の規定により3年以内の農地以外での土地利用が認められており、最終的に農地に復元されることが要件となります。

4番田口委員、よろしいですか。

議 第 4 番 委 員

はい。

ほか、質疑ございませんか。

議 第 9 番 委 員

9番 菊地です。番号3番の案件について、造園・育苗用の土採取ということは農地の形状が変わるものと思いますが、形状変更届はいずれ出されるのでしょうか。また、沈殿池は該当の申請地内に設けるのでしょうか。

議 長

事務局、説明を求めます。

事務局 9番菊地委員のご質問にお答えいたします。68ページの位置図をご覧いただきたいのですが、番号3番の申請地に斜線を引いております。申請地上部の黒くなっている部分が、すでに池になっており、そこを活用するというので、現地調査でも池があることを確認しております。今回土を採取するのは池の南側ということです。

議長 9番委員長 9番菊地委員、よろしいですか。
沈殿池については、わかりました。
土を削ると、平らなところが斜面になったり、高さが変わったりということで、形状が変わり、最終的には形状変更になるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

議事 事務局 事務局、説明を求めます。
9番菊地委員への質問の回答が十分ではありませんでした。工事完了後、現状と変わってしまうということで形状変更届が必要なのではないかとありますが、岩手県農業会議等に確認をとりながら進めていきたいと思っております。

議長 9番委員長 9番菊地委員、よろしいですか。
はい。
ほか、質疑ございませんか。
第17番委員長 17番 佐藤です。番号1番の案件について、農地所有者の■■■さんは、申請地を農地の値段で取得し、将来的には宅地の値段で売買して利益を得るということを見越して農地を取得したということはないのでしょうか。耕作をせず、ただ農地として所有し、売買するのでは良くないと思いますが、何年くらい申請地を所有していたのでしょうか。

事務局 申請地は、平成28年頃に■■■さんが農地法第3条の規定により農地として所有したものです。しかし、その後農地として耕作している痕跡がなかったことから、農業委員会事務局から指導を行い、平成30年及び平成31年の2年間ほど転作田である畑として活用していました。今回、宅地として売買する見込みができたので、転用の申請が出されたものです。

第17番委員長 経緯はわかりました。市街地の、将来宅地になる可能性の高い農地の取得については、厳しい制限等があったほうがいいのではないかと思います。

事務局 ご意見ありがとうございます。申請時には、特にも用途地域内の農地取得についてはその用途を見極めていきたいと思っておりますし、農地として使うための取得ですので、許可後も現地を確認し、場合によっては指導していくようにしたいと思います。

事務局 局長 農業委員会事務局とすれば、農地を取得するにあたっては、農地法等に基づき地域農業に寄与するように指導していくのは委員のおっしゃる通り当然の対応であると考えております。
一方、金ヶ崎町としては、市街地であれば、都市計画の用途地域として指定がされております。当然農地として取得されることもありますが、将来的に含みを持って取得される場合も想定される地域ですので、事務局としても慎重に確認をしながら、指導をしていきたいと思っております。

議長 17番委員長 17番佐藤委員、よろしいですか。
はい。
ほか、質疑ございませんか。

第 6 番 委 員

6 番 名和です。先ほどの佐藤委員の発言に関連しまして、以前は農地取得後 3 年間は耕作を行うようにという指導がありました。現在は無いようです。極端に言えば、春に買って秋に売ることができてしましますが、農業者の視点からは腑に落ちません。それでは、資本力のある人に農地取得が偏ってしまうのではないのでしょうか。何かしらの制限をかけないと農地は守れないのではないかと思います。

議 事 務 局 長

事務局、回答を求めます。

6 番名和委員から、農地の利用及び取得について、資本力のある人に寄ってしまうのではないかと、何らかの形で規制をしていければというご意見かと思えます。

先ほど佐藤委員への回答でも触れましたが、都市計画の用途地域、農業振興地域の農用地区域という分け方があります。農用地区域であれば、農業振興地域の除外と農地法上の農地転用の二つを行わなければ、農地以外の用途に使えないという規制があります。さらに、優良な農地である第一種農地であれば、より規制が強く、例外規定に当てはまらない限り農地以外の用途とすることは難しくなります。このように農地の所在地ごとの規制があります。

佐藤委員、名和委員からのご意見については、事務局として、農地相談及び申請において肝に銘じて対応したいと思えます。

議 第 6 番 委 員 長

6 番名和委員、よろしいですか。

はい。

ほか、質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長

挙手全員であります。よって、当案件は、許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長

日程第 8、議案第 3 号 農地法適用外証明願の審査についてを議題とします。事務局説明を求めます。

事 務 局 長

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。つづいて、現地調査の報告を求めます。

番号 1 番の案件について、5 番高橋重貴委員より報告願います。

第 5 番 委 員

5 番 高橋です。番号 1 番の案件について、現地調査の報告をいたします。11 月 15 日午後、街地区の田口敏委員、三ヶ尻地区の有住寿哉委員、及川宏和委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。

申請地は、 さん所有の田ですが、現状は農機具を格納する物置となっております。

今回の申請に至った経緯ですが、昭和 55 年に、先代の さんが、農機具用の物置を建築し、その後、平成 5 年と平成 10 年に増築をしたとのこと。

今回、居宅の新築を検討し調査を行っていたところ、農地を物置と

して使用されていることが判明し、農地法適用外証明願の手続きが出されました。

現地を確認したところ、申請のとおり、長年にわたり物置敷地として使用されている状況で、農地に復元することは困難であると認められます。なお、申請人からは、今回の申請に至った経緯と、今後は農地法の定めにより手続きをすることを記載した顛末書が提出されています。

以上のことから、農地法の適用を受けない土地であることの証明は、相当であると判断いたしました。以上で現地報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号 農地法適用外証明願の審査について、賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長

挙手全員であります。よって、本案は、証明することに決定しました。

議 長

日程第9、議案第4号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明を求めます。

議 事 務 局 長

【別添議案書に基づいて事務局朗読説明】

説明が終わりました。

ここで、利用権設定番号2番の案件について、5番高橋重貴委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。

——第5番委員 退席——

議 長

これより利用権設定番号2番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

第13番委員

13番 及川です。以前にも質問させていただきましたが、借受人については、借りても管理及び耕作していない田が多々あり、このまま借りる田を増やしても何らかの条件を課さなければ、遊休農地状態の田が増えるだけかと思いますが、事務局としてはどのようにお考えでしょうか。

議 事 務 局 長

事務局、説明を求めます。

この件につきましては、事務局としても様々なご意見を頂戴しております。この経営体については、正直、農地を借りてくれる経営体ということで地域の方から期待されている一方、及川委員のおっしゃるような営農実態があるというのが、農業委員会事務局及び農林課として把握しているところです。この経営体の地域での役割があるので、優良な管理をしてもらおうよう継続して指導していきたいと考えておりますので、もう少し様子を見ていただきたいと思います。

第13番委員

今年の秋の状態でも改善されておらず、その経営体が耕作するなら、周りを辞めるといふ農業者も出てきています。このままでは、逆に農地を耕作しない人が増えてしまうのではないかと思います。

議 長

この経営体については、今までも注意をしていなかったわけではあ

りませんが、改めて事務局から今日もその話をしようとしていたところだったそうです。ご理解をいただきたいと思います。

議 長
第 4 番 委 員

ほか、質疑ございませんか。

4 番 田口です。経営体への指導ということですが、強制力や法的な根拠はあるのでしょうか。

事 務 局 長

4 番田口委員のご質問についてですが、法的な部分は後日説明させていただければと思います。

事務局としては地域からの声があれば優良な管理をしてくださいという話をすることもありますし、農地パトロールで見させていただいたり荒れているけれども農地として戻せるところであれば、利用意向調査の文書を出させていただく場合もあります。できるだけ、金ケ崎町にある農地はすべて有効に使っていただくよう、事務局としても取り組んでいきたいと思っております。

議 長
第 4 番 委 員

4 番委員、よろしいですか。

はい。

ほか、質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
利用権設定番号 2 番の案件について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長

挙手全員、よって、本案は原案のとおり決定しました。

5 番高橋重貴委員の入席を許します。

——第 5 番委員 入席——

議 長

5 番高橋重貴委員の案件については、原案のとおり決定しました。
しかし、委員の方々から、農地を適正に管理してくださいとの意見が出ましたので、今後、農地を適正管理していただくというお願いを付して、承認されましたので、よろしく申し上げます。

議 長

それでは、議案第 4 号の所有権移転及び利用権設定番号 1 番及び 3 番から 14 番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論なしと認めます。質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第 4 号 金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

——全員挙手——

議 長

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定しました。

議 長

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

令和 3 年第 11 回金ケ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さまでした。

時間 14 時 30 分